

41.070. ロータリー青少年交換

ロータリー章典
2019 年 1 月

ページ 297

費用は参加者および該当地区が全額負担する。
ロータリアンとその家族、およびロータリアンではない人が参加できる。
明確な目的と目標がある。

若手職業人向けの職業交換

ロータリー友情交換は、社会人生活を始めて数年の若いビジネスパーソンおよび職業人向けに独自の教育機会を提供するために利用できる。こうした交換は、若い人々の職業人としてのスキルおよびリーダーシップスキルを育成し、地域社会や国際化が進む職場のニーズに対応できる能力を身につけることを目的としている。こうした職業交換は、海外渡航と以下が関わる参加型活動から成る幅広く綿密なプログラムに従う。

職業訓練活動:外国での職業の実践を視察し、それぞれの分野で相互意見交換に参加し、最終的に参加したすべての地域社会に利益をもたらす機会を提供する。

文化体験:参加者は外国とその国民と制度について学び、世界中の文化の多様性に対する理解を促進する。

親睦の機会:チームメンバーと受入側に、親睦と親善の精神の下で出会い、コミュニケーションを図り、一緒に生活し、互いの問題、希望、地域社会の課題について考え、末永く続く友情と国際理解を促進するよう奨励する。

ロータリアンの関与:若い成長過程の職業人に、別の国や文化でその職業における経験を積んだ人の見解を伝え、ロータリーの世界的使命を高める研修チームの派遣、受け入れ、および教育体験の共有の過程に参加する。

こうした交換に関与する地区は、以下の要因を考慮すべきである。

- a) 地区は、交換により達成される明確な目的および目標を示すべきである。
- b) 地区は受入旅程案を作成すべきである。
- c) 地区は、ロータリアンの自宅または他の宿泊施設など、受け入れるチームメンバーの宿泊計画に説明を添えて提示すべきである。
- d) 地区は、言語、文化、その他適切なテーマを含め、派遣チームメンバーの準備とオリエンテーションの包括的計画を提示すべきである。所用時間は12時間未満にしなければならない。

参加地区のガバナーは、地区友情交換委員長を任命する。委員長は、世界各国の委員長のEメールリストを通じて、関心を持つ参加者が交換を手配できるよう援助する責務がある。このリストは、ロータリアンが使用できるように、RIウェブサイトに掲載されている。事務総長は、プログラムを推進するためのリソースを作成し、地区が交換相手を見つけられるよう支援する(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:1983 年 6 月理事会会合、決定 357 号、1986 年 10~11 月理事会会合、決定 162 号、1988 年 7 月理事会会合、決定 48 号、2010 年 6 月理事会会合、決定 182 号、2014 年 5 月理事会会合、決定 144 号。2016 年 9 月理事会会合、決定 58 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070. ロータリー青少年交換

ロータリー青少年交換は、1974 年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人々と交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との幅広く親密な交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育むものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動を責任をもって効果的に実施できるよう援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しないこのほかの規定も採用できる。地区は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.1. 地区ガバナーの権限

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を負う。地区の青少年交換役員または委員会は、ガバナーの監督下に置かれ、ガバナーに報告を行うべきである。

ガバナーは、指名された時点から就任するまでの期間に、地区内の青少年交換プログラムおよびプログラム管理者の資格とスキルに関し、できる限り学ぼう奨励されている(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:1977 年 10～11 月理事会会合、決定 159 号。1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号、1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.2. 地区認定プログラム

事務総長は、地区認定プログラムを管理するものとする。認定を受けるためには、クラブと地区の全青少年交換プログラムは、RI の青少年保護方針、および事務総長によって定められたその他の要件を順守するものとする。青少年交換プログラムに参加するには、地区は、事務総長から認定を受けなければならない。

認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、長期および短期の交換プログラム(ツアーや合宿／キャンプを含む)において、認定要件を満たしているという証拠を国際ロータリーに提出することを義務づけている。

RI の方針や認定要件が地元の法律に反する場合、事務総長は、RI の方針の意図に合う代替方針と代替手続きを導入した地区に対し、免除を許可することができる。地元の事情によって要件を法的に満たすことができない場合、地区は、順守を不可能とする特定の状況が存在することの証拠と、方針または要件の意図を満たす代替手続きを説明した文書を、事務総長に提出しなければならない。事務総長は、地区が設定した代替

案が RI の方針の意図に合うかどうかを、評価、判断し、必要とあらば理事会にこれを付託することができる。

認定に関するその他の方針には以下が含まれる。

A. 学生の派遣のみを行う地区の認定

青少年交換学生を受け入れず、学生の派遣のみを希望する地区に対し、事務総長は、学生の受け入れに関する認定要件を免除することができる。

B. 複数の国が含まれる地区の認定

複数の国が含まれる地区で、一部の国のみが青少年交換プログラムへの参加を希望する地区に対し、事務総長は、プログラムに参加しない国について認定要件を免除することができる(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号。2006 年 11 月理事会会合、決定 72 号、2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2007 年 6 月理事会会合、決定 274 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 32 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.3. 法人化

地区は、地区青少年交換プログラムを含む法人組織または同様の正式な法的組織を設立しなければならない。この要件は、地区青少年交換プログラム、青少年交換を含む複数のプログラムのグループ、またはロータリー章典第 17.020.節に従い地区全体を法人化することによって満たすことができる。

地区はまた、多地区合同プログラムの範囲内で実施される地区活動のために法人化された多地区合同青少年交換プログラムに加入することによって、この要件を満たすこともできる(2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号)。

出典:2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号

41.070.4. 損害賠償保険

地区は、地区青少年交換プログラムのために、その地域にふさわしい補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。クラブと地区は、青少年活動を実施する前に、法的責任に関する問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

地区全体が米国内にある地区の青少年交換プログラムは、米国のロータリークラブ用および地区用の損害賠償保険プログラムに参加することでこの要件を満たすこととなる。

事務総長は、そのような保険が存在しないと実証された地区に対して、損害賠償保険の要件に例外を認める権限を有する(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2008 年 6 月理事会会合、決定 253 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.5. 青少年の国外旅行

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RI の青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、提案された旅行の全側面について事前に慎重な計画(地区青少年保護役員と地区青少年交換委員長による承認を含む)を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、協力してはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと地区青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなるクラブも、受入クラブによる受入や援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国のクラブに提供すべきではない。

ロータリークラブから派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入クラブが事前にそのような受入や援助を提供することに明確に同意していない場合、クラブは他国からの青少年に対して受入や援助を提供する義務はない(2009 年 6 月理事会会合、決定 242 号)。

出典: 1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 6 月理事会会合、決定 242 号により改正

41.070.6. 地区青少年交換の財務

地区青少年交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとし、地区青少年交換委員長および地区財務委員会の委員もしくはその代理人を署名人とするものとする。地区青少年交換委員会は予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受けるものとする。地区青少年交換委員会および地区財務長は、半年に一度、青少年交換に関する財務報告書を作成し、地区ガバナーに提出するものとする(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1992 年 6 月理事会会合、決定 328 号、補遺資料 G。2003 年 5 月理事会会合、決定 325 号、2009 年 11 月理事会会合、決定 56 号、2014 年 10 月理事会会合、決定 38 号、2015 年 1 月理事会会合、決定 118 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.7. 国際ロータリーへの報告

地区は、交換の開始前に、それぞれの受入学生について、事務総長が定める認定要件に従って、学生のデータを RI に提出するものとする。

事故、死亡、早期帰国、犯罪、虐待やハラスメント(嫌がらせ)の申し立てなど(ただしこれに限るものではない)、すべての深刻な事態は、地区役員がこの事態の報告を受けてから 72 時間以内に、地区から RI に報告するものとする。地区は、RI への報告を担当する人を 1 名、地区内で指定しなければならない(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.8. 交換の種類

青少年交換プログラムには 2 つの異なる種類のプログラムがある:

A. 長期交換プログラム

長期交換は 1 学年度とするが、学年度の直前あるいは直後の休暇期間の一部またはすべてを含めて延長することができる。学生は、受入国で学校に通学することが義務付けられる。

学生は 2 家族以上の家庭でホームステイをしなければならず、連続して 3 つの家庭に滞在することが望ましい。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、派遣地区と受入地区の両方が事前に同意しなければならず、学生の親または保護者に通知しなければならない。少なくとも 1 家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。

派遣学生の両親は、受入学生のホストファミリーとなる義務はないものとする。ただし、派遣学生の両親は、ホストファミリーとなることを申し出ることができるほか、適切なホストファミリーを探す際に援助を求められることがある。

受入クラブは、学生 1 人につきロータリアンのカウンセラーをクラブから 1 名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブおよび／または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン 1 名を選ぶ。カウンセラーは、交換学生を受け入れるホストファミリーの一員から選ばれてはならず、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。

受入クラブは、一切の教育費を提供し、適切な学業プログラムを手配し、オリエンテーション・プログラムを提供し、学生が受入先地域に溶け込めるよう連絡を絶やさないようにすべきである。

受入クラブまたは地区は、関係者が定めた小遣いを学生に提供すべきである。毎月の小遣いは学校またはそれ以外の場所での食費を賄うのに十分な額とするものとする。

B. 短期交換プログラム

短期交換の期間は数日間から数週間までとさまざまである。学校の休校中に行われることが多く、学業プログラムを含まないことがある。短期交換は、受入国の 1 つの家庭にホームステイをするのが一般的だが、国際的な青少年キャンプまたはツアーとして実施することもできる。

受入クラブは、学生 1 人につきロータリアンのカウンセラーをクラブから 1 名ずつ選ばなければならない。このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たす。派遣クラブお

よび／または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン 1 名を選ぶ。カウンセラーは、交換学生を受け入れるホストファミリーの一員から選ばれてはならず、肉体的、性的、精神的虐待を含め、交換中に生じる可能性のあるいかなる問題、あるいは懸念事項にも対処できるよう研修を受けなくてはならない。(2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 235 号、1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2006 年 6 月理事会会合、決定 248 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 6 月理事会会合、決定 241 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号により改正

41.070.9. 資格条件

青少年交換プログラムの参加者は、交換の開始時に年齢 15～19 歳の学生を対象とする。ただし、特定の国における法律および規制がこれを認めない場合は、この限りではない。18 歳以上の学生は、参加クラブと地区が相互に合意した場合は参加することができる。

青少年交換は、プログラムの資格要件を満たし、ロータリアン、クラブ、地区のいずれかにより推薦された青少年であれば、誰でも参加することができる。参加者は、学業成績が平均以上であるべきである。

障害者は、可能な時期と可能な場所で、かつ派遣側と受入側のクラブもしくは地区が合意した場合には、参加することができる(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.10. 申請

候補者は、記入した申請書式を提出し、クラブレベルと地区レベルで両親あるいは法的保護者を交えた個人面接を含む選考手続を踏まなければならない。

クラブと地区は、地区および多地区合同の青少年交換役員のネットワークによって維持および更新される青少年交換の標準申請書式を使用するよう奨励されている(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.11. 選考と交換先の決定

派遣地区は、各学生が、相手地区のクラブに受け入れられ、世話を受けられるよう確認する責務を負う。地区は、交換活動を行う際に、相手の地区と同意書を交わすよう要請されている。これは、相手地区の認定、諸準備、学生の選考とオリエンテーションなど、交換におけるすべての期待事項が確実に満たされるように責務を明確に説明するためである。

学生、その両親または法的保護者、ホストファミリー、およびそのカウンセラーを含め、交換に関わるすべての人は、派遣および受入クラブまたは地区が定めたプログラムの全条件に同意しなければならない。

学生の旅行日程には、学生の両親または法的保護者と受入クラブまたは受入地区が同意しなければならない(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 10 月理事会会合、決定 96 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.12. ロータリー青少年交換学生の旅行保険

派遣地区と受入地区は、国の健康保険または旅行保険の補償範囲について差異がありうる項目を判定し、最低限の補償を満たすための補完的な保険を特定して加入するものとする。

学生旅行保険の加入証明書は、学生が自宅を出発する前に、受入地区に送達、受理され、承認されるものとする。受入地区は必要に応じて即時かつ緊急の治療を手配する立場に置かれるため、学生が加入している保険が信頼できる保険会社によるものであり、(医療)サービス提供者が支払いを全額、迅速に受け取ることをこの会社が保証するなど、受入地区が承認するものでなければならない。

青少年交換学生の両親または法的保護者は、すべての医療および事故の費用の支払いについて責任を負う。各学生の両親または法的保護者は、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、遺体の本国送還、緊急搬送、24 時間緊急援助サービス、および個人法的賠償責任を含む(ただしこれに限るものではない)場合に適用される旅行保険に加入するものとする。補償額は以下の最低限度額および学生あたりの保険給付額を下回らないものとする。

- a) 保険期間は、合意した交換期間前後の個人旅行を含め、交換学生が自宅を出発する時点から自宅に戻るまで、毎日 24 時間有効であること。
- b) 学生の母国を除き、受入国、経由国、およびすべてのツアーに含まれる国において有効であること。
- c) 24 時間緊急援助サービスを提供すること。
- d) 病院、医師、歯科医、救急車、その他の通常かつ慣習的医療サービスなど、けがまたは病気に関連する費用として最低 100 万米ドル
- e) 重篤な病気または身体のけがの場合に必要なとされる学生の緊急搬送または移送に対して最低 5 万米ドル
- f) 学生が死亡した場合の遺体の本国送還または火葬費用として最低 5 万米ドル

g) 政治危機または自然災害など医療以外の緊急事態における学生の緊急搬送または移送に対して最低 5 万米ドル

h) 学生の行為または不作為から生じる、第三者への対人または対物賠償に対する個人の法的賠償責任に対して最低 50 万米ドル。

両親または法的保護者は、以下についても補償する旅行保険への加入も検討することができる。

a) 事故による死亡、四肢切断、または身体障害。

b) 緊急訪問費用。緊急訪問費用として、一名の近親者または友人が、学生の重篤なけが、病気、または死亡により、学生の所在地への旅行、学生に同伴しての旅行、学生に同伴しての滞在、または学生の付添のために発生した、合理的な移動および宿泊の費用を支払うため。

c) 旅行のキャンセルまたは縮小。旅行のキャンセルまたは縮小の費用を支払うため。けがまたは病気による予期しないキャンセルによって発生した旅行費用の補償。

d) 対物補償。学生の現金遺失、または盗難、または荷物など所有物の全損を含む、個人の所有物遺失に対する補償。

e) 誘拐および恐喝の保険。学生の誘拐事件、または殺害、損傷、誘拐の脅迫が発生し、身代金が要求された場合に、対応する訓練を受けた専門家を派遣し、身代金の費用を支払うため。

受入国において旅行保険の加入が法定または法的に義務づけられている場合、そのような保険は上記の限度額および補償内容に従うものとする。それ以外のすべての場合は、派遣側および受入側の双方の合意による場合を除き、二重保険は回避すべきである。

クラブおよび地区は、賠償責任保険およびその他の補償の加入に関して保険専門の弁護士に相談することが強く奨励されており、保険の補償範囲の要件を含め、外国人の学生に関する政府の方針および規制に関して十分精通すべきである。

ハンググライダー、ロッククライミング、バンジージャンプなどの過激なスポーツへの参加は控えるものとする。学生が過激なスポーツへの参加を認められた場合は、受入地区と両親または法的保護者の書面による許可を得た上で活動を行い、十分な保険に加入すべきである(2019 年 1 月理事会会合、決定 112 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2004 年 6 月理事会会合、決定 260 号、2005 年 3 月理事会会合、決定 218 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2012 年 1 月理事会会合、決定 189 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2019 年 1 月理事会会合、決定 112 号により改正

41.070.13. 青少年交換学生の旅行

青少年交換学生は、ホストファミリーの親とともに、またはロータリークラブや地区の行事のため、承認された旅行をすることができる。受入地区は、事前に受入地区が定義した地元地域以外への旅行について、学生の両親または法的保護者の書面による許可を得るものとする。

その他のすべての旅行について、受入地区はプログラム、場所、旅程、宿泊施設、連絡先など具体的な詳細を確実に両親または法的保護者に提供しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区の代理者により実施される旅行とツアーは、ロータリー章典第2.120.3.項に従う(2010年6月理事会会合、決定210号)。

出典:2010年6月理事会会合、決定210号

41.070.14. 準備

学生の両親または法的保護者は、適切な衣類と、母国と受入地区間の往復航空券を提供する責務がある。

受入地区が来訪する学生に費用を請求する慣習はない。しかし、語学コース、ツアー、保険など、すべての国内で発生するオプション費用は、青少年交換実施前に概要を提示し、合意に達しなくてはならない。派遣地区は青少年交換に参加するためにどのように資金が使用されたかを示す項目別請求書を、派遣学生の両親または保護者に提供するものとする。このような請求書の写しは、派遣ロータリークラブにも提供すべきである。

受入クラブと派遣クラブまたは地区は、問題が生じた場合や緊急の場合に連絡できる人々のリストを学生に提供しなければならない。このリストには、ロータリアンのカウンセラー、クラブ会長、地区委員長、地区ガバナー、ロータリアンではない 2 名の支援提供者(男性、女性各 1 名)の氏名と連絡先を含めなければならない。また、このリストには、医者、歯医者、精神科医、警察といった地元の支援提供者の情報も含めなければならない。入手できる場合には、このリストに、自殺防止ホットライン、レイプ被害者ホットライン、地元の児童保護施設などの情報も掲載すべきである(2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号)。

出典:1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2009 年 11 月理事会会合、決定 56 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号、2018 年 7 月理事会会合、決定 16 号、2018 年 10 月理事会会合、決定 56 号により改正

41.070.15. オリエンテーション

派遣クラブまたは地区は、出発の前に、派遣学生ならびにその両親または法的保護者を対象とした必須のオリエンテーションを実施しなければならない。オリエンテーションでは、青少年交換プログラムの規則、手続き、期待事項について参加者に伝え、学生と両親または法的保護者の両者に対して、虐待の防止と認識に関する研修を行わなければならない。地元のロータリークラブとその活動についての簡単な説明も行うべきである。

受入クラブまたは地区も、来訪する学生のために必須のオリエンテーションを実施しなければならない。これには、放任による虐待、身体的虐待、性的または精神的虐待とい

った問題に遭遇した場合の学生向けの指針と、地元の支援者や任命されたカウンセラーの連絡先を含めなければならない。国によっては法律および慣習が他の国と大きく異なる場合があるため、オリエンテーションには地元の法律および慣習に関する情報を盛り込まなくてはならない(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2005 年 6 月理事会会合、決定 271 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.16. 学生の責務

学生は、いついかなる場合においても、自己、母国、そしてロータリーに恥じない態度を取るべきであり、相手を尊重し、責任を持って行動し、プログラムにおける自分の役割に相応しくあるべきである。

学生は、事情のいかなを問わず、交換期間中いかなる種類の自動車その他の動力付き車輛も運転すべきではない。また受入国内で動力付き車輛を所有すべきではない。

学生は、受入クラブおよび地区、両親または法的保護者の同意なくして、受入クラブの所在する地域外へ旅行すべきではない。

学生は、交換中、ホストファミリー、受入クラブまたは地区の監督と権限を受入れるべきである(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 99 号、2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.17. 学生の交換後の報告

逆カルチャーショックの影響を考慮し、交換後、学生と両親または法的保護者は、家庭、学校、地域社会環境の変化に順応することを目的とした交換後ミーティングに出席するよう奨励されるべきである(2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.070.18. ボランティアの選考と審査

青少年交換に関与する個人全員を慎重に選考する手続きは最も重要であり、細心の注意と配慮をもって行われるべきである。

本プログラムに関与する成人(ロータリアンおよびロータリアン以外)、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の青少年と多大な接触または監視下にない接触を持つ人々(ただしこれらの人々に限らない)は、青少年と活動する適正を判断するための面接を受け、青少年プログラムボランティア申込書に記入、署名し、警察が保管する公的記録の確認や経歴照会を含む犯罪に関する背景調査を受けることに同意しなければならない。

受入クラブまたは地区は、申請書の記載内容、警察の公的記録の確認や経歴照会などその家庭の成人全員の犯罪歴照会、個人面接、家庭訪問に基づき、細心の注意を払ってホストファミリーを審査、選考すべきである。

プログラムの要件を順守しない成人のボランティア(ロータリアンおよびロータリアン以外)は、地区がロータリーにおける青少年への関与から永久的に外さなければならない(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2004 年 11 月理事会会合、決定 108 号、2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号、2007 年 11 月理事会会合、決定 64 号、2006 年 6 月理事会会合、決定 248 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.19. ボランティアの研修

本プログラムに関与するすべての成人(ロータリアンおよびロータリアン以外)、すなわち委員、ホストファミリー、クラブのカウンセラー、その他の人々(ただしこれらの人々に限らない)は、プログラム運営、規定、および虐待とハラスメントの認識と予防に関する情報を含む研修を受けなければならない(2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号)。

出典:2007 年 2 月理事会会合、決定 163 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.070.20. ホストファミリーの規定と期待事項

ホストファミリーは学生に部屋と食事を提供し、学生が十分な生活を送ることができるように適切な監督と親代わりの責任を果たすべきである(2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号)。

出典:1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.070.21. 早期帰国

プログラムの要件に従わない学生は、母国へ送還するものとする。受入地区がこの決定に関する権限を持つものとする。学生が受入国を出発する前に、派遣クラブと地区、ホストファミリー、学生の両親は旅行の手配について十分に知らされていなければならない。

学生は、現実的な最も早い時期および経路で帰国すべきである。行き詰った事態には、仲介役を務める独立したロータリアンを地区が任命することができる(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典:1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.22. 青少年交換の学友

地区とクラブは、ROTEX などの青少年交換学友グループを設立し、公式のロータリー学友会として認証を受けるよう奨励されている(2017 年 6 月理事会会合、決定 149 号)。

出典:1998 年 10 月理事会会合、決定 97 号。2016 年 9 月理事会会合、決定 28 号により改正

41.070.23. 多地区合同青少年交換プログラム

二つ以上の地区が合同で青少年交換の実施を希望する場合がある。これらの地区のクラブの 3 分の 2 がまず承認した場合にのみ活動やプロジェクトを実施するのであれば、理事会は、このような協力活動に対し何ら反対するものではない。さらに、各地区のガバナーは、理事会の権限を代行する事務総長から事前に明確な許可を得るものとする。

各ガバナーは、地区内の青少年交換プログラムの監督と管理に対し責任を持つ。多地区合同活動は、現任の地区青少年交換委員長と、参加地区の各ガバナーが任命したその他の役員で構成される委員会が運営するものとする。このような多地区合同委員会は、その活動と財務に関して、少なくとも年に 1 回、参加地区の全ガバナーに対し、書面にて報告する責務がある(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。2001 年 11 月理事会会合、決定 45 号、2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正

41.070.24. ロータリー青少年交換における奉仕活動

奉仕の理念を奨励および推進し、生涯にわたる奉仕への献身を青少年の心に芽生えさせるため、ロータリー青少年交換の体験は「ロータリーの目的」と一致すべきである。クラブと地区は、倫理的リーダーシップの育成、チーム構築、国際理解、親善、および平和を促進する奉仕活動とカリキュラムを含むよう奨励される(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号

41.070.25. 青少年交換学生への賃金

国によっては、雇用規制のため、参加者が賃金を受け取るような国際交換プログラムにクラブや地区が参加することに支障がある場合もある。(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1997 年 3 月理事会会合、決定 275 号。2009 年 1 月理事会会合、決定 152 号により改正

41.070.26. 地区青少年交換委員長と多地区合同役員の名簿

事務総長は、地区青少年交換委員長および多地区合同役員全員の連絡先を記載した名簿を作成し維持するものとする(2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号)。

出典: 1979 年 5 月理事会会合、決定 355 号。2009 年 6 月理事会会合、決定 217 号、2017 年 1 月理事会会合、決定 87 号により改正